

一般社団法人水難学会常務委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人水難学会定款施行細則第4条に基づき、常務委員会に関する事項を定める。

(常務委員会の開催)

第2条 水難学会は、常務委員会を年1回以上開催する。

2 常務委員会は、常務委員からなる。

3 常務委員会は、会長が招集し、会長が指名する副会長（常務委員）が議長を務める。

4 常務委員会は、常務委員の2分の1以上の出席で成立し、議決は過半数による。

5 常務委員会は、会議終了後10日以内に議事録を作成し、全常務委員の同意を経て会長に提出する。

6 常務委員会は、理事会の諮問により次の事項を審議し、その結果を理事会に答申する。

(1) 学術集会、教育研修などの開催計画

(2) 講習会の開催計画

(3) 電子・紙会報の刊行計画

(4) 図書・研究資料の刊行計画

(5) ういてまての発展に関する調査研究及び広報活動計画

(6) 国内外の学術諸団体との協力活動計画

(7) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業計画

付則

1. 本規則は、理事会承認を経て、平成23年6月11日から施行する。

2. 本規則は、理事会承認を経て、平成29年6月10日から施行する。